

共有私道における排水設備設置に関する 実態調査結果(第2回)の概要(速報版)

1. 共有私道における排水設備設置に関する事態調査(第2回) 国土交通省 の概要

○ 共有私道における排水設備設置等に関する実態を把握するため、以下のとおり調査を実施した。

【実施時期】令和3年11月19日～12月10日

【対象】1,449団体(下水道管理者) 回収状況 1,442団体(99.5%)

【主な調査項目】

1.「共有私道ガイドライン」等の認識状況

2.共有私道への排水設備設置届出等について

①設置届出の際に求める同意書における対象者の範囲(全員/所在不明者を除き全員 等)

②①の根拠(条例/規則/運用 等)

③所在不明の共有者がいる場合の対応

④同意確認書類で求める押印や証明書の状況

⑤手続きの見直し状況や、見直しに慎重とする理由

(【慎重とする理由の選択肢例】住民同士のトラブル回避の観点/他インフラとの並びの観点/
現状制度で困っていない 等) 等

3.共有私道への排水設備設置に係る自治体独自の支援制度について

(i)自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に対する補助制度を設ける事例

(ii)自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に代わり、共有私道に排水設備を設置する事例

(iii)排水設備に代わり自治体が公共下水道を布設する事例

について、2.①～⑤の質問に加え、以下を質問予定

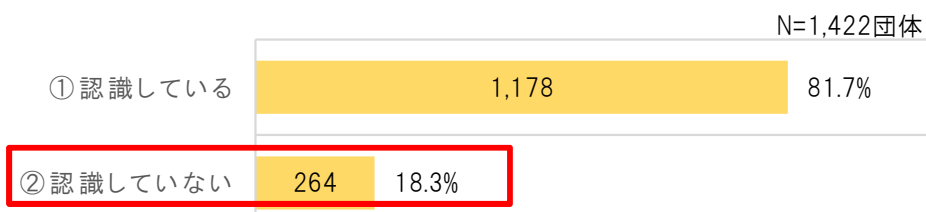
①制度の有無、活用実績

②制度が適用される私道の要件 等

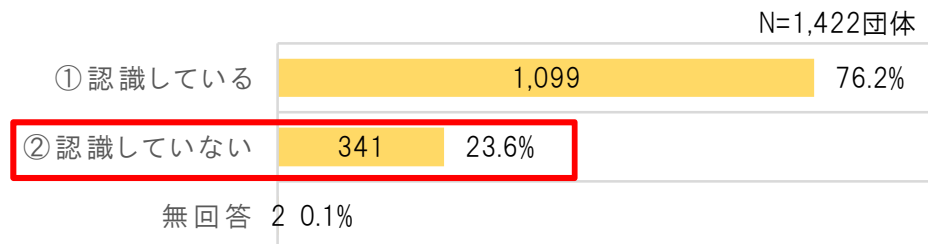
2-①. 実態調査結果(総論)

1. 通知の認識状況／ガイドラインの認識状況

- R3.4.19付国交省事務連絡（私道共有者の同意・確認手続きの見直し検討依頼）を認識しているか【設問1-1】

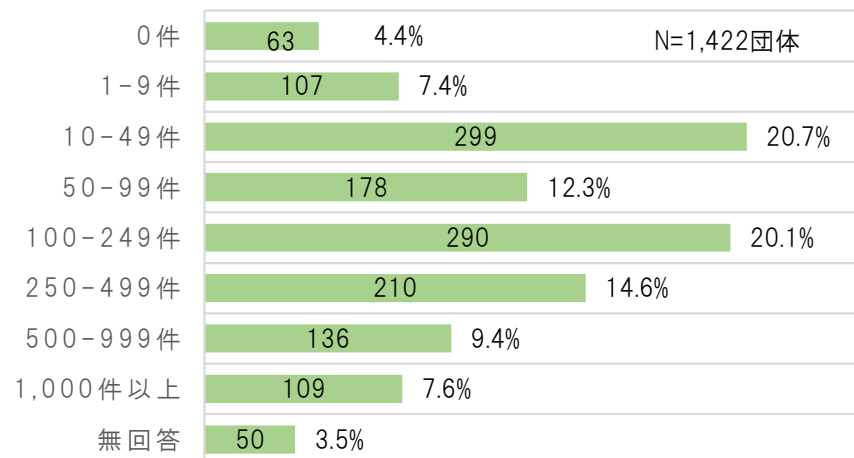


- 「共有私道ガイドライン」を認識しているか【設問1-2】

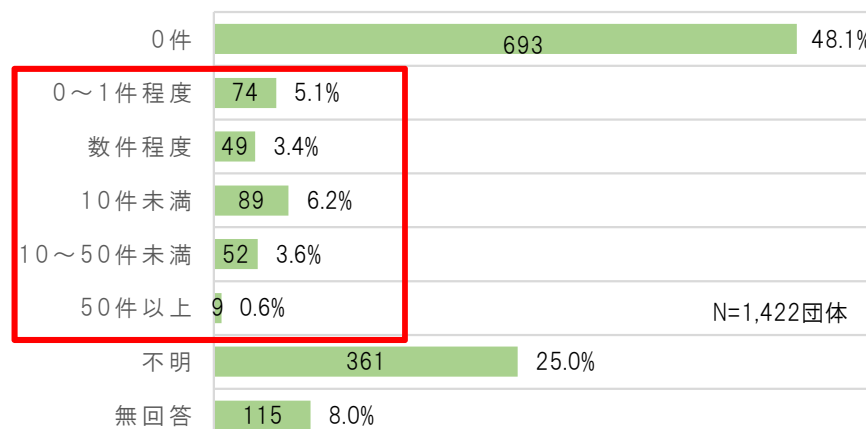


2. 年間の排水設備設置の届出件数／うち、共有私道に関する届出件数

- 年間の排水設備設置届出件数の状況(R2年度)【設問2 a. 1. ①】



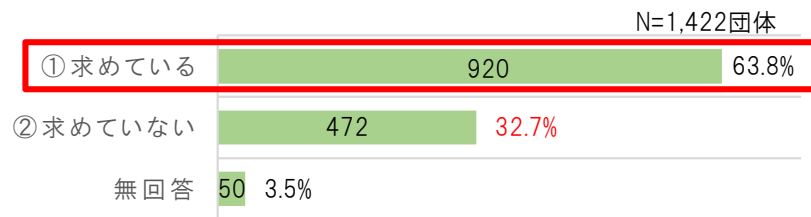
- 届出設備のうち、共有私道に関する設備設置届出件数【設問2 a. 1. ②】



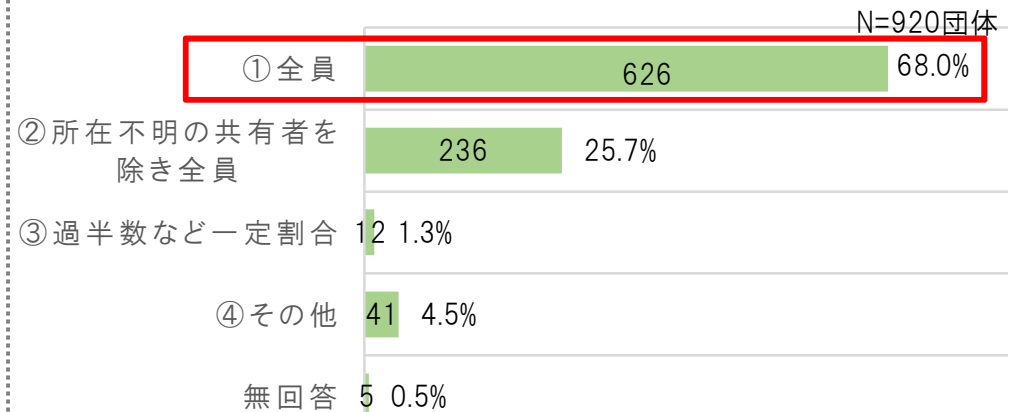
1. 排水設備設置届 (1/3)

(1) 制度の現状

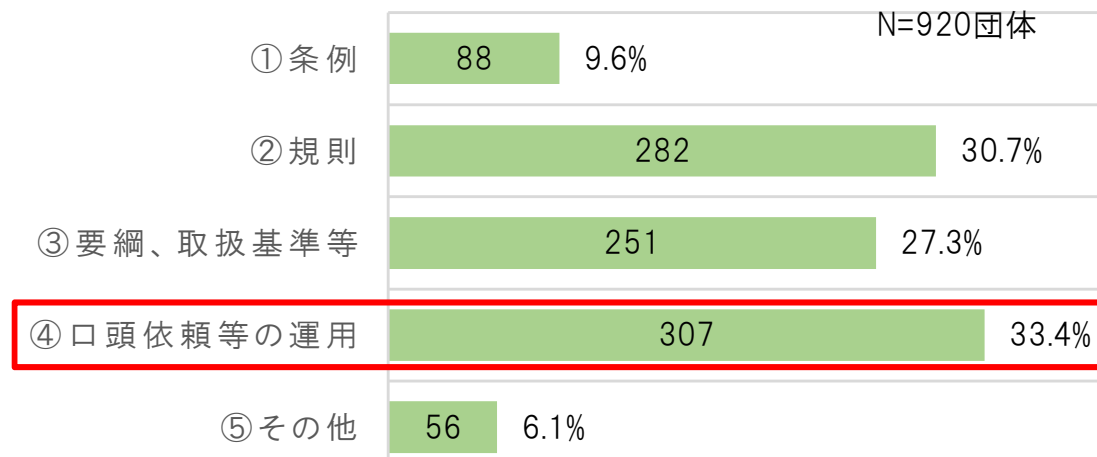
● 私道共有者の同意書添付の要否【設問 2 b. 1】



● 同意書添付を求める私道共有者の範囲【設問 2 b. 2】



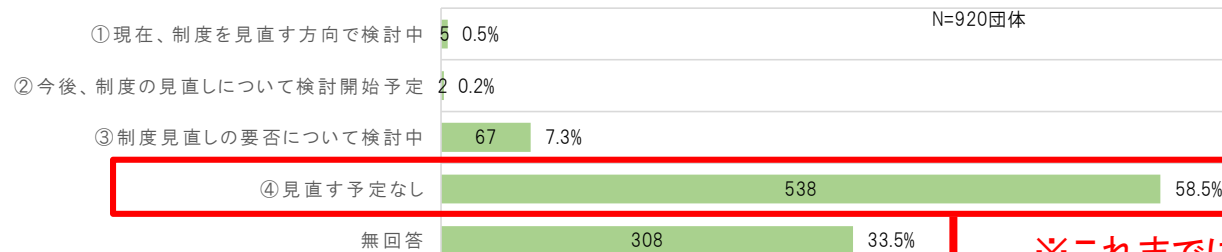
● 同意書添付の根拠規定(複数選択可)【設問 2 b. 3】



1. 排水設備設置届 (2/3)

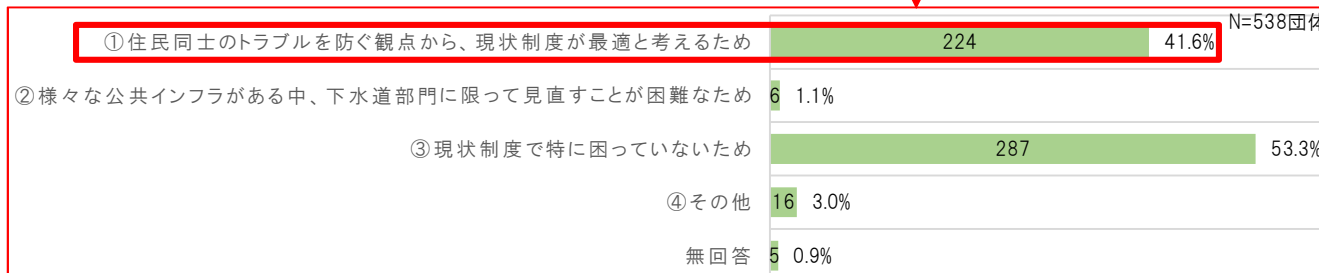
(2) 制度見直しの状況・予定

● 全員の同意書添付を求めるとする制度見直しの状況・予定 【設問 2 b. 7】



※これまでに見直し済:17団体

● 見直す予定がないとする理由 【設問 2 b. 8】



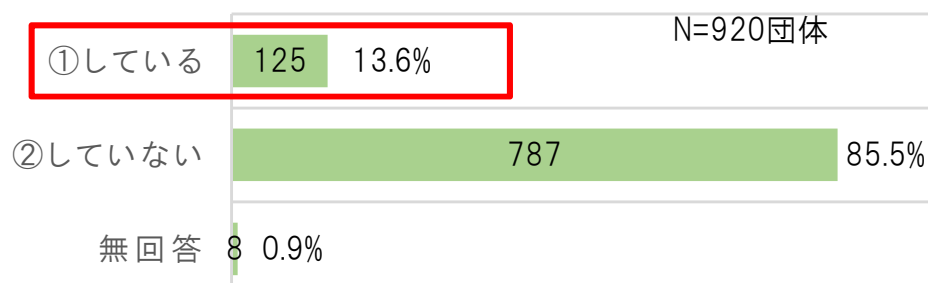
● 排水設備設置届出等に関する私道共有者同士のトラブル防止策の例 【設問 2 b. 11】

- 共有私道に排水設備が設置される場合は、不動産関係会社による分譲住宅地開発がほとんどなので、都市計画法32条同意・協議の段階で予め想定されるトラブルを回避するような助言等を行っている。
- 排水設備等計画確認申請書に「この排水設備工事について、利害関係者との間に、土地又は排水設備等を使用する際等の紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。」と記載している。
- 民事不介入であるが、許可者として市も無関係ではないので、市の対応については弁護士相談などで適法性などの意見をうかがう場合がある。
- 公共ますを宅地に設置することにより、共有私道には公共下水道を布設することで、住民同士のトラブルが生じないようにしている。
- 共有私道へは、市が本管敷設しており、工事施工時に関係地権者から布設条件付きの承諾書を提出してもらっている。
- 個人管の設置は許可していない。住宅分譲に伴う共有管の設置については、原因者の負担による地役権の設定を許可条件としている。

1. 排水設備設置届 (3/3)

(3) 所在不明の共有者がいる場合の対応等

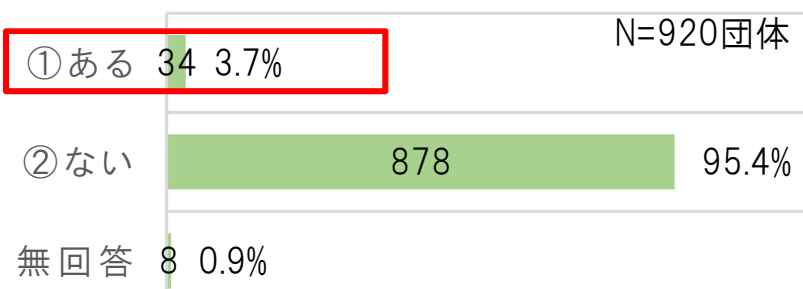
● 私道共有者の同意書取得困難により届出が遅れた事例について承知しているか 【設問 2 b. 4】



● 所在不明の共有者がいる場合の対応の例 【設問 2 b. 6】

- 排水設備申請者の責任において、所在不明の共有者がいる旨を明示し、所在不明者には承諾得ることなく設備を設置する文書の提出を求めている。
- 不在者財産管理人制度等の活用を勧めている。
- 固定資産台帳や戸籍等、関係部署に照会をかけ、所在を明確にしている。
- 返戻された通知文書等、同意を得ることを試みた事実が確認できるものの提示を求め、所在が判明している者の同意を以て許可とする。
- 共有割合の過半数の同意を得られていれば、所在不明者分は省略している。
- 所有者不明私道への対応ガイドラインに基づいて同意書の添付無しで申請の承認をしている。

● 土地所有者等からの手続きに関する要望 【設問 2 b. 5】



(要望の例)

- 同意書(承諾書)の廃止について、商工会議所から要望書が提出された。
- 遠方の居住や所在不明の私道管理者の同意について、簡略化してほしい。
- 土地所有者全員でなく、代表者や、半数以上の同意で(申請を)可能にして欲しい。
- 所在不明の共有者がいる場合は、自治体権限で排水設備の設置を認めて欲しい。
- 役所から所有者に連絡を取り次いでほしい。
- 共有者の一部が同意しないので、市から説明に行って欲しい。

2. 自治体独自の支援制度

(1) 制度の現状

	対象自治体数 (N:1,422)	同意書添付の 要否	同意書添付の 根拠規定	同意書を求める 私道共有者の範囲
① 共同排水設備設置助成制度	122団体 (8.6%)	①求めている 102団体 (83.6%) ②求めていない 18団体 (14.8%) ※無回答:2団体		
② 公共団体による受託施工制度	24団体 (1.7%)	①求めている 17団体(70.8%) ②求めていない 5団体(20.8%)		
③ 公共下水道布設制度	606団体 (42.6%)	①求めている 555団体 (91.6%) ②求めていない 46団体(7.6%)		

2. 自治体独自の支援制度

(2) 制度見直しの状況・予定

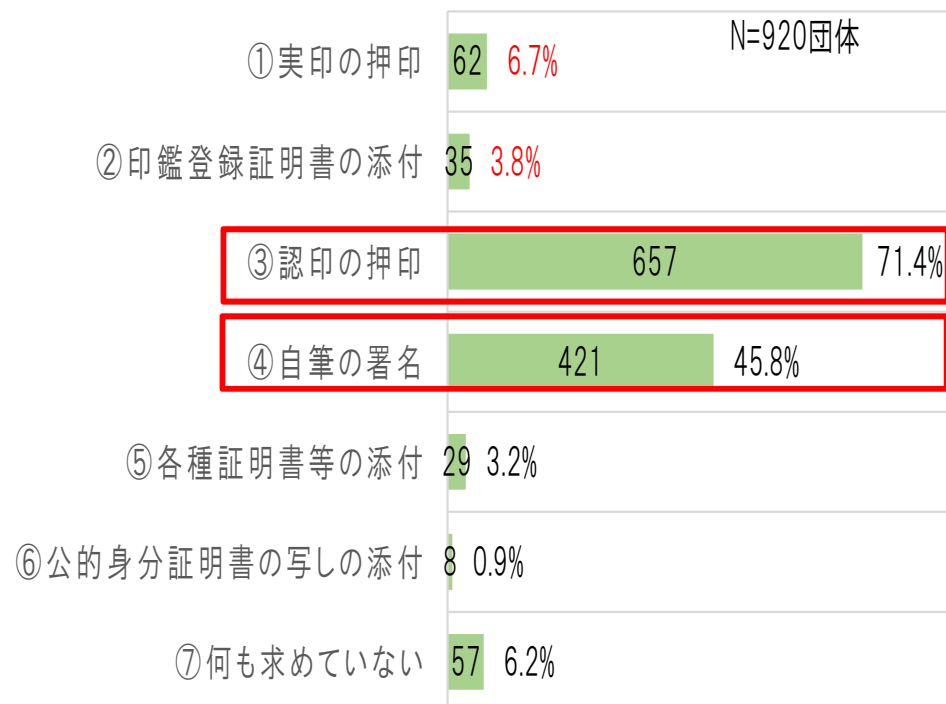
	全員の同意書添付を求めるとする制度見直しの状況・予定	見直す予定がないとする理由
①共同排水設備設置助成制度	<p>①現在、制度を見直す方向で検討中 3 3.8% N=79団体</p> <p>②今後、制度の見直しについて検討開始予定 1 1.3%</p> <p>③制度見直しの要否について検討中 5 6.3%</p> <p>④見直す予定なし 70 88.6%</p> <p>※これまでに見直し済：4団体</p>	<p>①住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 29 41.4% N=70団体</p> <p>②自治体内の補助金要綱等が他分野並びで同じ考え方を取っているため 0 0.0%</p> <p>③現状制度で特に困っていないため 33 47.1%</p> <p>④その他 6 8.6%</p> <p>無回答 2 2.9%</p>
②公共団体による受託施工制度	<p>①現在、制度を見直す方向で検討中 0 0.0% N=15団体</p> <p>②今後、制度の見直しについて検討開始予定 0 0.0%</p> <p>③制度見直しの要否について検討中 3 20.0%</p> <p>④見直す予定なし 12 80.0%</p> <p>※これまでに見直し済：なし</p>	<p>①住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 5 41.7% N=12団体</p> <p>②自治体内の補助金要綱等が他分野並びで同じ考え方を取っているため 0 0.0%</p> <p>③現状制度で特に困っていないため 4 33.3%</p> <p>④その他 3 25.0%</p>
③公共下水道布設制度	<p>①現在、制度を見直す方向で検討中 1 0.2% N=461団体</p> <p>②今後、制度の見直しについて検討開始予定 0 0.2%</p> <p>③制度見直しの要否について検討中 64 13.9%</p> <p>④見直す予定なし 378 82.0%</p> <p>無回答 17 3.7%</p> <p>※これまでに見直し済：10団体</p>	<p>①住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 172 45.5% N=378団体</p> <p>②様々な公共インフラがある中、下水道部門に限って見直すことが困難な… 3 0.8%</p> <p>③現状制度で特に困っていないため 172 45.5%</p> <p>④その他 28 7.4%</p> <p>無回答 3 0.8%</p>

2-③. 実態調査結果(本人確認のための押印、書類添付等 1/49) 国土交通省

1. 排水設備設置届 (1/2)

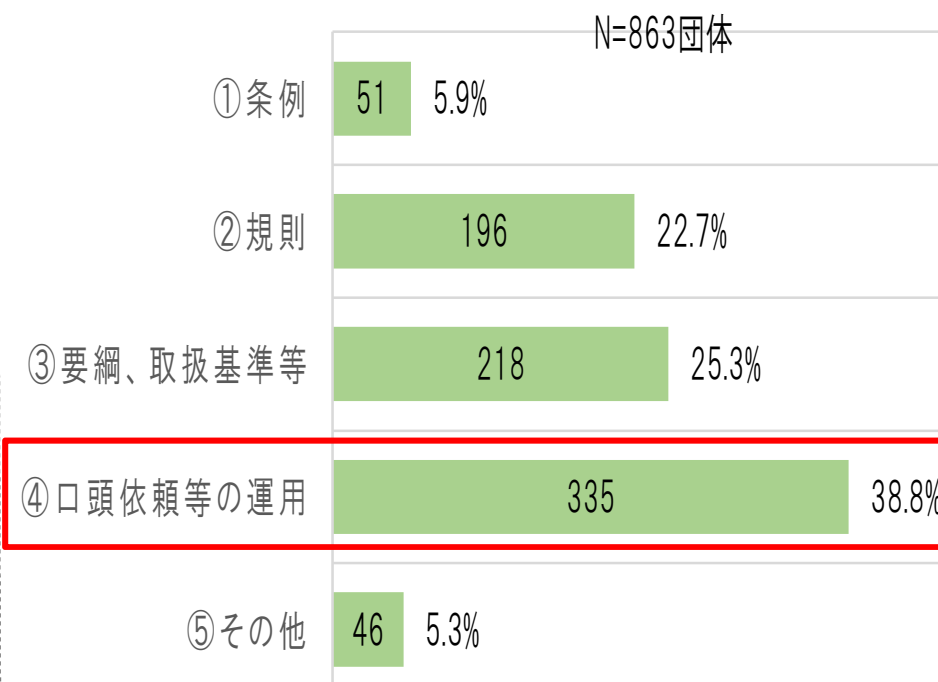
(1) 制度の現状

- 同意書への押印・書類添付等の本人確認手続の要否 (複数選択可) 【設問2C. 1】



- 押印や書類添付の根拠規定(複数選択可)

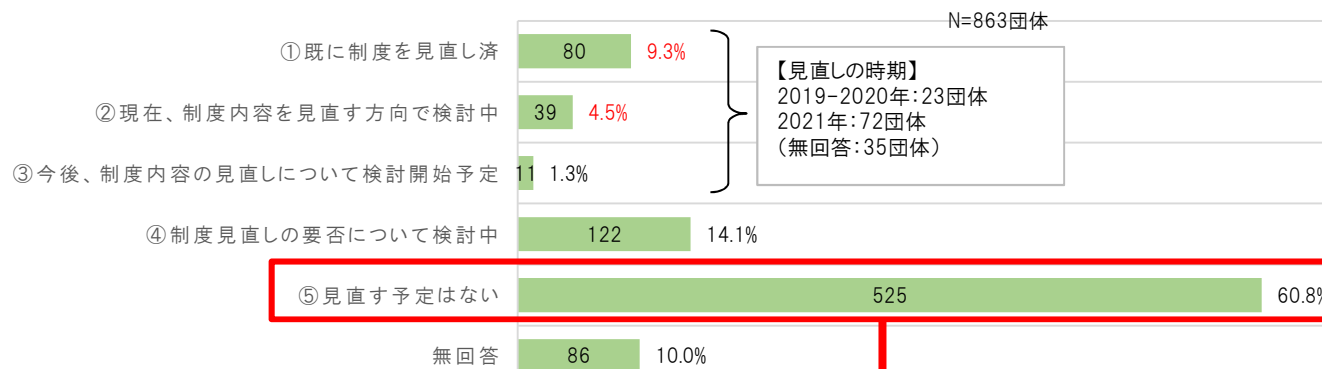
【設問2C. 2】



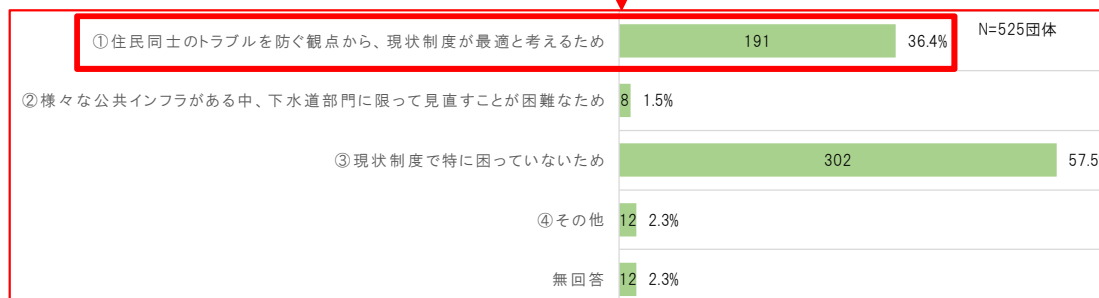
1. 排水設備設置届 (1/2)

(2) 制度見直しの状況・予定

● 同意書への押印や書類添付等の本人確認手続きに係る制度見直し状況・予定 【設問 2 C. 5】



● 見直す予定がないとする理由 【設問 2 C. 6】



● 制度見直しの内容 (自由記載) 【設問 2 C. 5】

- 押印廃止の動きから、同意書について署名でも可とした。
- 実印または認印の押印を必要としていたが、自筆の署名だけで可とした。
- 署名と押印2つの条件が必須であったが、記名押印又は自署のどちらか一方で可とした。
- 認印の廃止。
- 法人の場合は押印、個人であれば自筆署名があれば押印不要とした。

2. 自治体独自の支援制度 (1/2)

(1) 制度の現状

	同意書への押印・書類添付等の 本人確認手続きの要否(複数選択可)	押印や書類添付の根拠規定 (複数選択可)
①共同排水設備設置 助成制度	<p>N=102団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実印の押印 20 19.6% ②印鑑登録証明書の添付 18 17.6% ③認印の押印 63 61.8% ④自筆の署名 53 52.0% ⑤各種証明書等の添付 16 15.7% ⑥公的身分証明書の写しの添付 1 1.0% ⑦何も求めていない 4 3.9% 	<p>N=98団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①条例 5 5.1% ②規則 27 27.6% ③要綱、取扱基準等 50 51.0% ④口頭依頼等の運用 16 16.3% ⑤その他 4 4.1%
②公共団体による受 託施工制度	<p>N=17団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実印の押印 5 29.4% ②印鑑登録証明書の添付 5 29.4% ③認印の押印 8 47.1% ④自筆の署名 9 52.9% ⑤各種証明書等の添付 3 17.6% ⑥公的身分証明書の写しの添付 0 0.0% ⑦何も求めていない 1 5.9% 	<p>N=16団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①条例 0 0.0% ②規則 3 18.8% ③要綱、取扱基準等 9 56.3% ④口頭依頼等の運用 0 0.0% ⑤その他 1 6.3%
③公共下水道布設制 度	<p>N=555団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実印の押印 132 23.8% ②印鑑登録証明書の添付 120 21.6% ③認印の押印 329 59.3% ④自筆の署名 289 52.1% ⑤各種証明書等の添付 41 7.4% ⑥公的身分証明書の写しの添付 4 0.7% ⑦何も求めていない 23 4.1% 	<p>N=532団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ①条例 2 0.4% ②規則 33 6.2% ③要綱、取扱基準等 389 73.1% ④口頭依頼等の運用 65 12.2% ⑤その他 19 3.6%

2. 自治体独自の支援制度 (1/2)

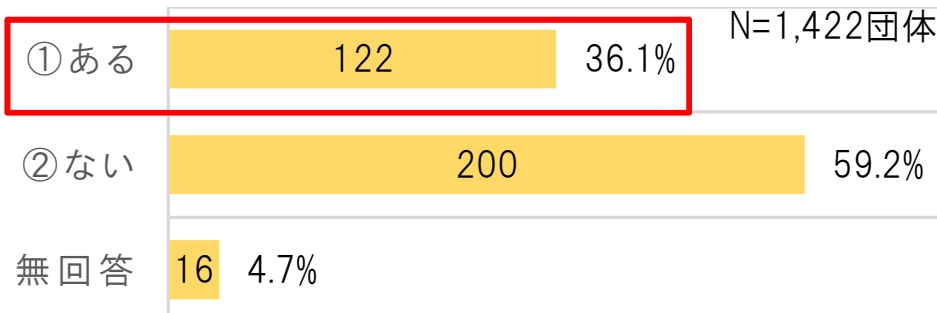
(2) 制度見直しの状況・予定

	同意書への押印や書類添付等の本人確認手続きに係る制度見直し状況・予定	見直す予定がないとする理由	制度見直しの内容
① 共同排水設備設置助成制度	<p>N=98団体</p> <p>① 既に制度を見直し済 15 15.3%</p> <p>② 現在、制度内容を見直す方向で検討中 7 7.1%</p> <p>③ 今後、制度内容の見直しについて検討開始予定 1 1.0%</p> <p>④ 制度見直しの要否について検討中 10 10.2%</p> <p>⑤ 見直す予定はない 60 61.2%</p> <p>無回答 5 5.1%</p> <p>【見直しの時期】 2015-2016年:1団体 2019-2020年:2団体 2021年:13団体 (無回答:7団体)</p>	<p>N=60団体</p> <p>① 住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 25 41.7%</p> <p>② 自治体内の補助金要綱等が他分野並びで同じ考え方を取っているため 0 0.0%</p> <p>③ 現状制度で特に困っていないため 27 45.0%</p> <p>④ その他 7 11.7%</p> <p>無回答 1 1.7%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同意書への押印および自署を、自署のみとした。 申請代表者が個人の場合で、自署するときは、押印を省略。 押印を実印使用に限定、かつ印鑑登録証明書添付を義務化。(※厳格化の例) 国による所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに合わせて見直しを実施予定。
② 公共団体による受託施工制度	<p>N=16団体</p> <p>① 既に制度を見直し済 2 12.5%</p> <p>② 現在、制度内容を見直す方向で検討中 1 6.3%</p> <p>③ 今後、制度内容の見直しについて検討開始予定 0 0.0%</p> <p>④ 制度見直しの要否について検討中 1 6.3%</p> <p>⑤ 見直す予定はない 9 56.3%</p> <p>無回答 3 18.8%</p> <p>【見直しの時期】 2021年:1団体 (無回答:2団体)</p>	<p>N=9団体</p> <p>① 住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 4 44.4%</p> <p>② 様々な公共インフラがある中、下水道部門に限って見直すことが困難なため 0 0.0%</p> <p>③ 現状制度で特に困っていないため 4 44.4%</p> <p>④ その他 1 11.1%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 押印を廃止。 押印及び印鑑登録証明書の添付を廃止した。
③ 公共下水道布設制度	<p>N=532団体</p> <p>① 既に制度を見直し済 60 11.3%</p> <p>② 現在、制度内容を見直す方向で検討中 27 5.1%</p> <p>③ 今後、制度内容の見直しについて検討開始予定 1 0.2%</p> <p>④ 制度見直しの要否について検討中 70 13.2%</p> <p>⑤ 見直す予定はない 338 63.5%</p> <p>無回答 36 6.8%</p> <p>【見直しの時期】 2017-2018年:1団体 2019-2020年:20団体 2021年:49団体 (無回答:18団体)</p>	<p>N=338団体</p> <p>① 住民同士のトラブルを防ぐ観点から、現状制度が最適と考えるため 135 39.9%</p> <p>② 様々な公共インフラがある中、下水道部門に限って見直すことが困難なため 6 1.8%</p> <p>③ 現状制度で特に困っていないため 173 51.2%</p> <p>④ その他 20 5.9%</p> <p>無回答 4 1.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2021年3月より押印廃止に向けた全庁的な見直し作業に着手。 国による所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに合わせて見直しを実施予定。 押印を廃止。

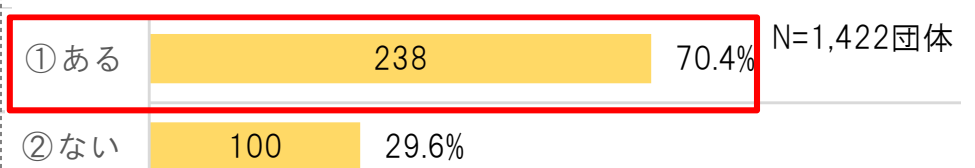
3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度1/6【総論】)

○ 共有私道における排水設備設置に係る自治体独自の支援制度の運用状況は、以下のとおり。

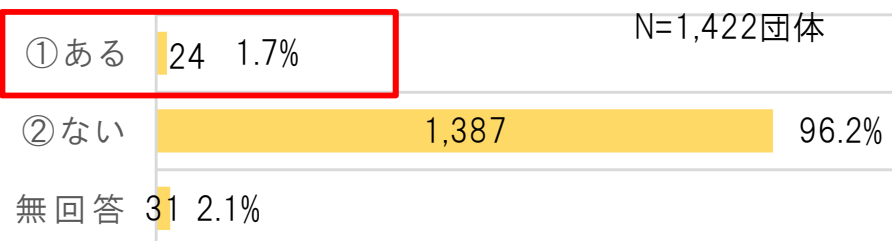
1. 共同排水設備設置助成制度



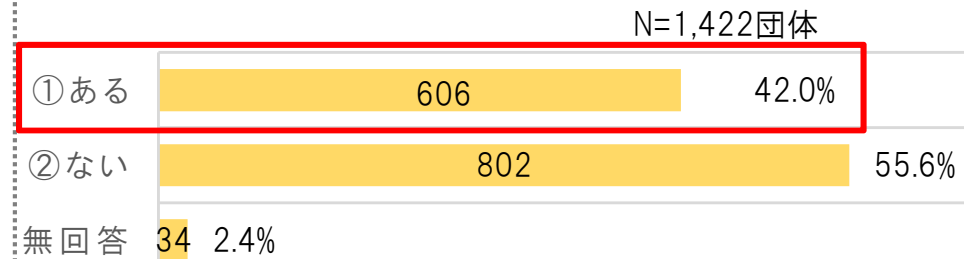
(参考)個別排水設備設置助成制度



2. 公共団体による受託施工制度



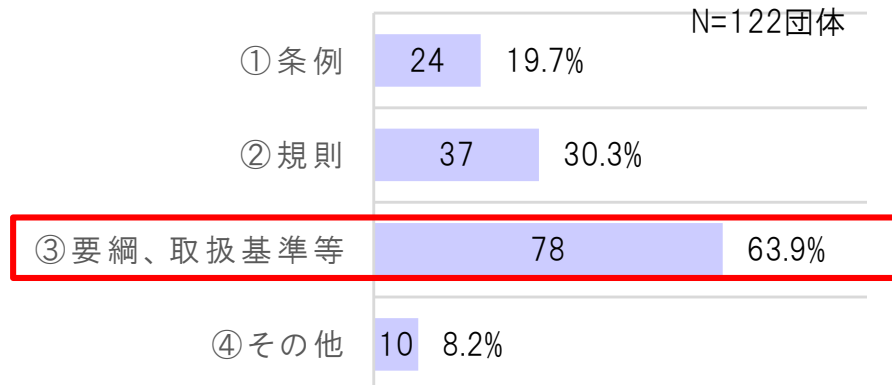
3. 公共下水道布設制度



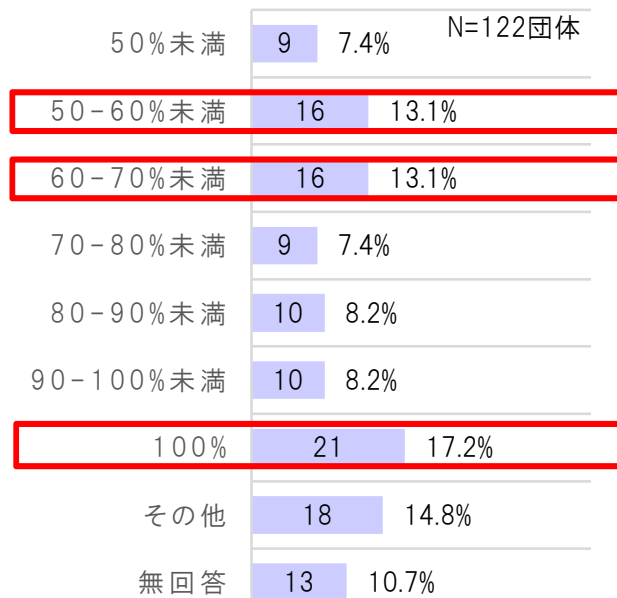
3. 実態調査結果（自治体独自の支援制度 2/6）

1. 共同排水設備設置助成制度【122団体】（1/2）

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3c-1. ア】



● 助成率【設問3c-1. キ】



● 助成の要件等(複数選択可)【設問3c-1. イ】

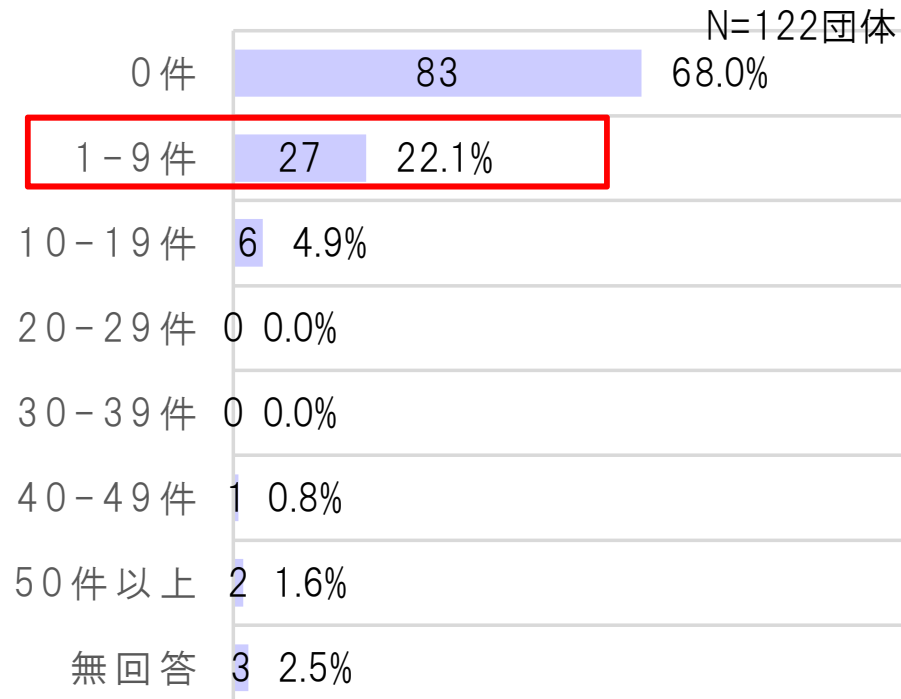


3. 実態調査結果（自治体独自の支援制度 3/6）

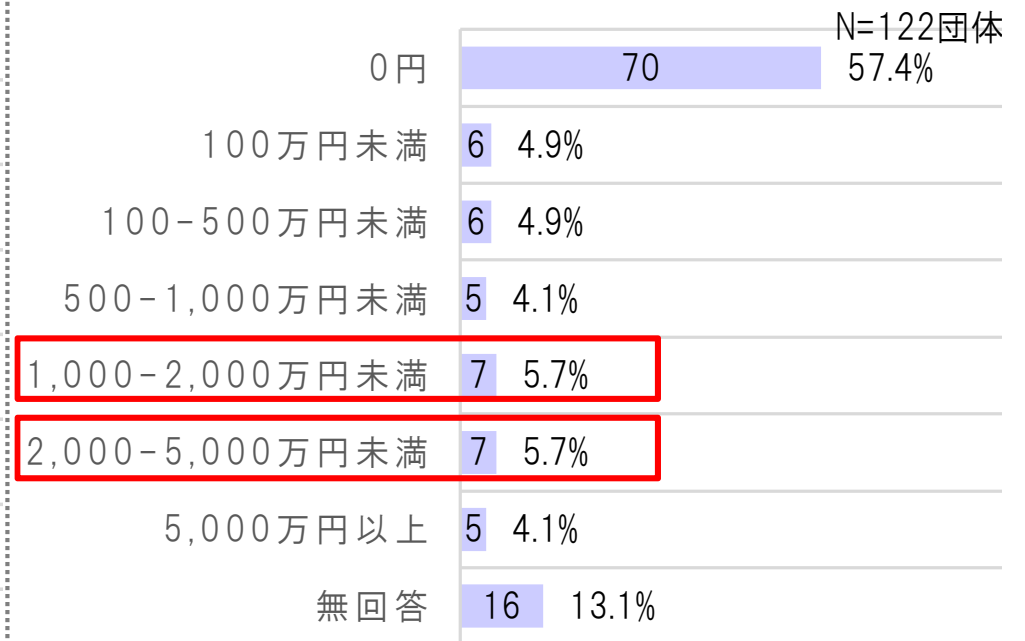
1. 共同排水設備設置助成制度【122団体】（2/2）

● 活用実績（R2年度）【設問3c-1. サ】

<件数ベース>



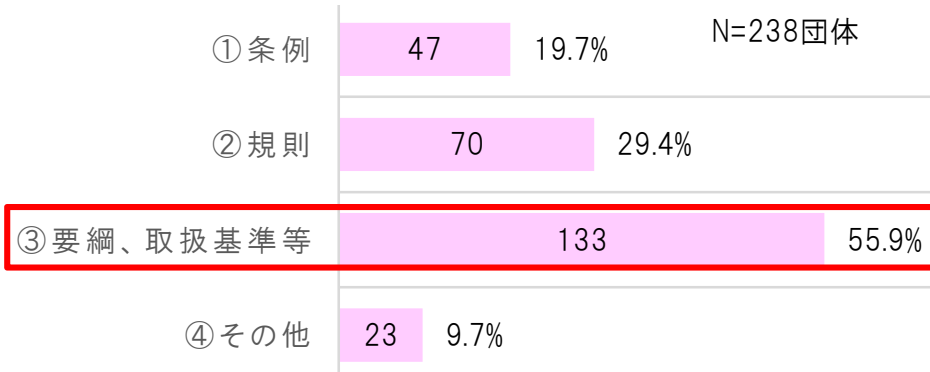
<金額ベース>



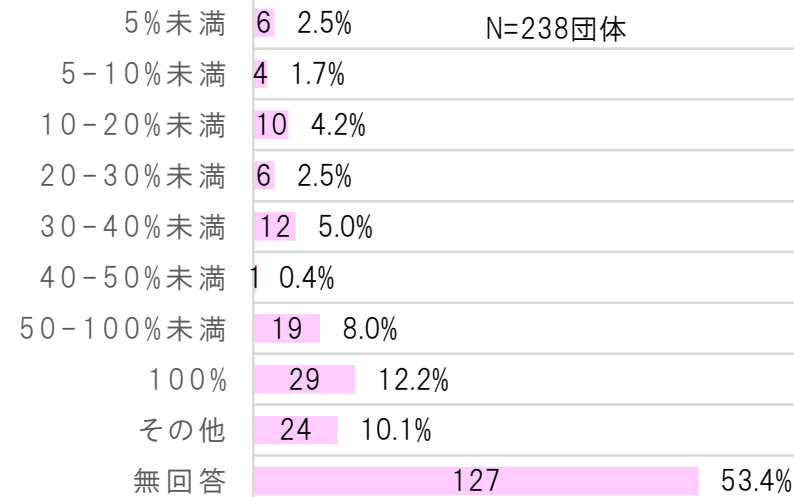
3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度4/6)

1. (参考) 個別排水設備設置助成制度【238団体】

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-1b. 1. ア】

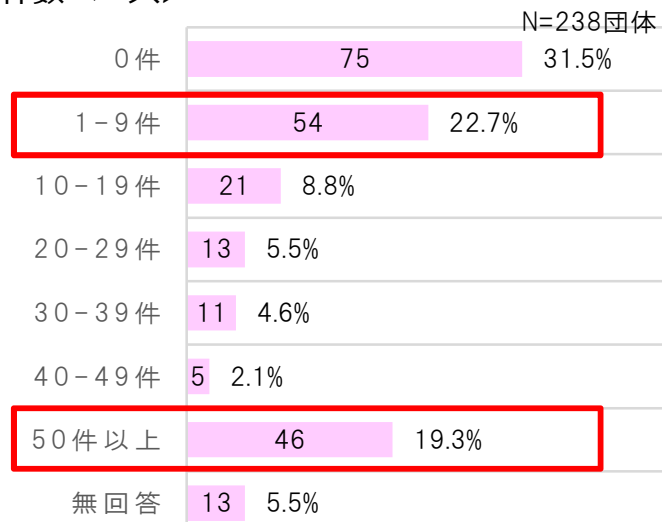


● 助成率【設問3-1b. 1. イ】

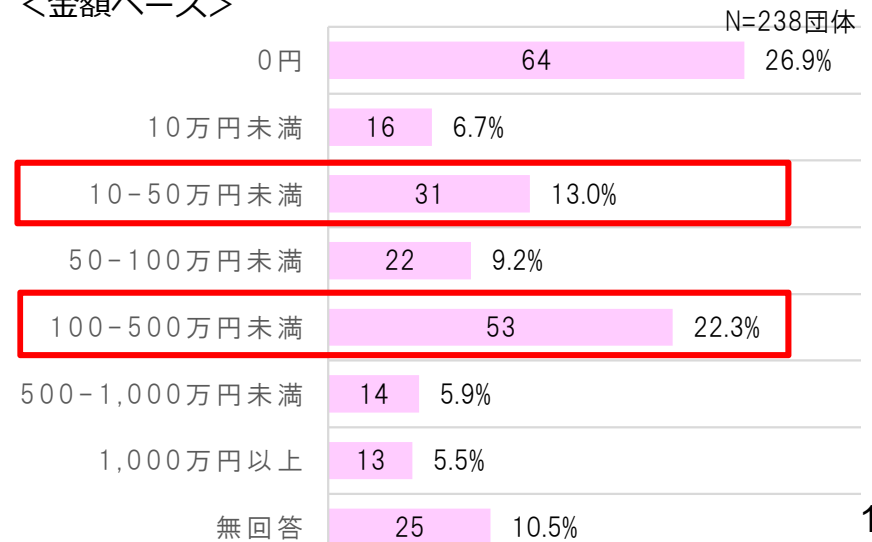


● 活用実績 (R2年度)【設問3-1b. 1. イ】

<件数ベース>



<金額ベース>



3. 実態調査結果（自治体独自の支援制度5/6）

2. 公共団体による受託施工制度【24団体】

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-2a. ア】

根拠規定	件数	割合	N=24団体
① 条例	6	25.0%	N=24団体
② 規則	7	29.2%	
③ 要綱、取扱基準等	14	58.3%	
④ その他	2	8.3%	

● 活用実績（R2年度）【設問3-2a. キ】

<件数ベース>

件数	件数	割合	N=24団体
0件	16	66.7%	N=24団体
1-9件	5	20.8%	
10-19件	0	0.0%	
20-29件	0	0.0%	
30-39件	1	4.2%	
40-49件	0	0.0%	
50件以上	0	0.0%	
無回答	2	8.3%	

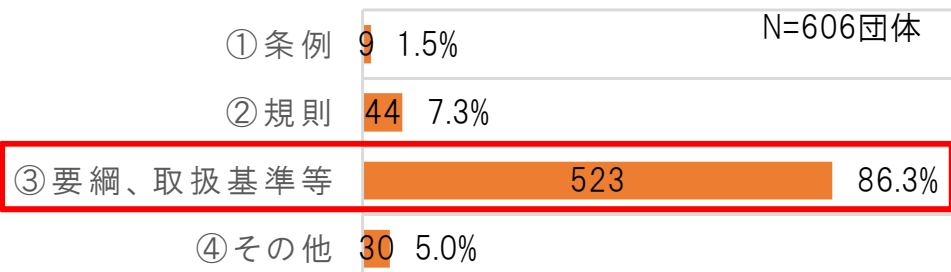
● 受託申請の要件等(複数選択可)【設問3-2a. イ】

要件等	件数	割合	N=24団体
① 道路法に規定する道路に該当しないが形態上道路と認められる土地	5	20.8%	N=24団体
② 土地登記簿上の地目が公衆用道路である土地	0	0.0%	
③ 建築基準法第42条及び第43条に規定する道路等	5	20.8%	
④ 両端が公道に接続しているもの	5	20.8%	
⑤ 一端が公道に接続している	11	45.8%	
⑥ 何人でも自由に通行できる公衆の用に供されているもの	9	37.5%	
⑦ 私道部分が公図上で分筆されているもの	2	8.3%	
⑧ 私道敷の土地所有者が将来とも道路形態を変更しない旨を誓約しているもの	3	12.5%	
⑨ 公道への移管見込が将来ともないもの	0	0.0%	
⑩ 私道と宅地の境界が境界石等により区分されているもの	2	8.3%	
⑪ 技術上、排水設備の設置が可能であるもの	8	33.3%	
⑫ その他	6	25.0%	

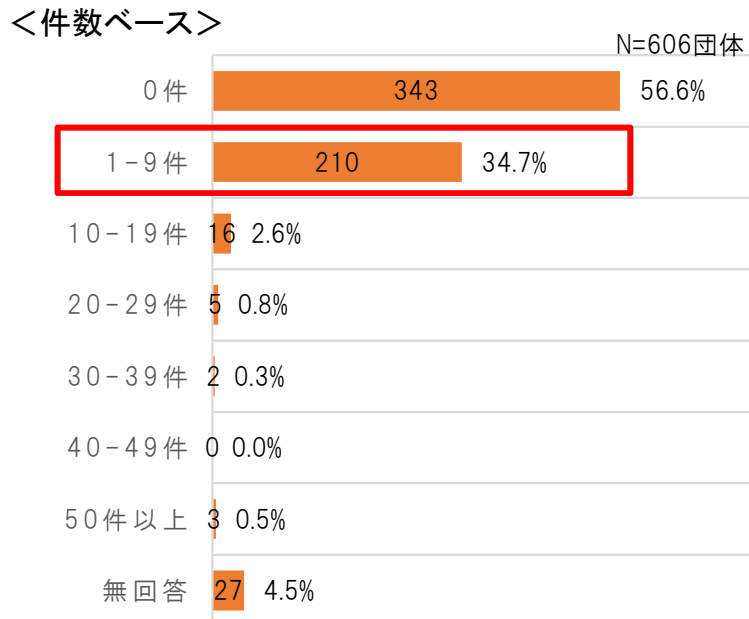
3. 実態調査結果（自治体独自の支援制度6/6）

3. 公共下水道布設制度【606団体】

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-3a. ア】



● 活用実績（R2年度）【設問3-3a. ク】



● 布設申請の要件等(複数選択可)【設問3-3a. イ】

